

〔朱書〕  
〔学第四十二号〕

〔欄外注記1〕

別紙第五拾四号在米留学生学業報告到達候付及御回付候也

明治十二年一月十三日 文部省学務課長 野村素介

東京大学法理文学部綜理御中

第五拾四号

長谷川芳之助

右ハニユーヨーク府コロンビア大学諸鉱学校ニ於テメタルラ  
シ科ノ卒業後ノ科ニ入り研究之ヲ メタルラル metallurgy  
ポストグラジュエーコールス

平井晴次郎

右ハ当時学問ニ付拙者へ申立候略ハ

当時ニユーヨーク府中ノ工学ニ関スル建築等ヲ取調べ毎日モル  
ガン鉄製造所ニテ鉞作船場ノ図ヲ写シ晩間フランス語稽古致居  
ルヲ (ママ) アイヨンウヲルクス

南部球吾

右同人申立ノ略ハ

実験上之研究ヲ第一ト思フト雖モ旅費ノ掛ルヲ以テ当時ポスト  
ン府ニ滞在其学科ニ有益ナルモノヲ研究ス同府并其近辺ハニユ  
ウイングランド諸州ニテ諸製造所等ノ広大ナルモノアレバ器械  
其外工学ニ関スルモノヲ実験スルニ最上ノ地ナリ且又当所在留  
間ニハ「コンネクチカット」及ビ「ボルモント」州ノ鉱山ヘモ  
罷越シ見分致ス積ニテ右等ヲ実験スルニ明年四五月迄ハ相掛ル  
ヘキニヨリ此時分迄ポストンニ滞在スベシ其後ノ事ハ未タ決サ

102 在米留学生菊池武夫・小村寿太郎他六名学業に付留学生

監督目賀田種太郎報告の件回達 〔明治十二年十月四日〕

〔朱書〕  
〔丁第百〇六号〕

記録掛 (坪内数之助)  
花押

在米留学生学業報告別紙第廿四号ヨリ第廿六号迄御廻付閱覽  
濟之上ハ御返還可致云々御申越乃チ一覽相済候条御返戻および  
候御檢収有之度候也

明治十二年十月四日

東京大学三学部綜理

文部省学務課長御中

ズ決シ次第ニ報ゼントス右ハ此節同府アルヒアスハージイ氏ノ  
 派書(ママ)紹介ニテ諸工学者等ニ尋問夫々研究ナシ居ル様ナリ

菊地武夫(他)

右同人申立之略ハ

今主トシテ学ブ処ハ実験ナク夫ニ付而ハ如何様ノ法方ヲ用ヒテ(ママ)

可然哉ハ嘗テ見込モアリタレレ猶故老ノ代言士等ニ付キ其所見

ヲモ承リタルニ当国ニテ代言ヲスル身ナラネバ代言士ノ役所ニ

入諸規細目ヲ見習スル共甚益ナカルヘシ既ニ学ヒ得タル処ヲ実

地ニ験セントナラハ裁判所ニ出入シ判事ノ裁断代言士ノ議論証

拠人吟味ノ仕方等ヲ觀ルキハ法律ノ主義ヲ実地上ニ解得スルノ

ミナラス代言士ノ如何ニ公事訴訟ヲ取扱何ノ辺ヨリ議論ヲ立如

何ナル証拠人ヲ召出カ等詰マリ代言士タルモノ、為ス所概ネ習

知ルモノナリ外国人故ニ身自ラ公事ヲ取扱フコト心得以上ハ右

ノ仕方ニテ実地稽古ヲスルハ至極益アルベシト言フ其所言大ニ

理アル故先代言士役所ニ入ルコトヲ見合セ既ニ二ヶ月余モ専ラ裁

判所ニ出テ試タルニ果シテ大ニ悟ル処アリ所詮代言士等ノ言フ

処一々適當ナルコトヲ覺フレハ此後モ専ラ右ノ方便ニ随ヒ裁判所

ニ出入スルハ上策ト信ス且訴状ヲ読猶其代言士等ニ付公事ノ所

謂ヲ聞夫ニ当タル法目ヲ調身自ラ其訴訟ニ立入タル心得ニテ勉

ムレハ殆ント余暇アルナシ此ノ如クシテ期年ノ残余ヲ送ル時ハ

大ニ学識ヲ確定シ其他得ル処寡ラサルハ信シテ疑ハザルナリ

又前ニ助言教諭シ與タル代言士等ハ何時ニテモ其役所ニ来リテ

差支ナシ然ルキハ役所仕事ノ大略ヲ教示セント信切ナル言葉ニ(ママ)

任セ是迄モ時々出入シタレバ此後共同様ニ致スベシ但シ是レハ

専ラトハセザルナリ

明治十一年十一月廿三日 留学生監督 目賀田種太郎

文部卿 西郷從道殿

(欄外注記2)

(朱書)  
 [学第千三百十四号]

在米留學生学業報告別紙第廿四号ヨリ第廿六号迄到達候ニ付

御一覽ノ為メ及廻付候条御覽済御返還有之度此旨申進候也

明治十二年九月三十日 文部省学務課長 九鬼隆一

東京大学法理文学部総理御中

(欄外注記3)  
 第六拾七号

別紙第廿四号ヨリ第廿六号迄各生報告原訳文共差進候其他ハ夫

々拙者ニ於而筋ニ面晤等之上承リ候事共等相認メ報告トシテ

差進候也

明治十二年(ママ) 三十日

留学生監督 目賀田種太郎

文部大輔 田中不二麿殿

第廿四号

法律学生トシテ余ガ用局ニアル齋藤脩一郎氏ノ進歩ニ付余ガ思

フ所ヲ述フル様御所望ニ付成ル可ク明カニ之レヲ左ニ述ベントス

第一 齋藤氏ハ甚ル優等ノ智力アル少年ニシテ良キ法士トナル

ヘキ資質ヲ著シク有セリ故ニ大学ニテ得シ教育ヲ尚上進セシメ

且之レヲ活用スルハ只自然ノ果効ト言フベシ同氏文ヲ善クス、

法律ニ通ズル亦優レリ(同齡ノアメリカノ少年等ヨリモ優レリ)

然シテ英敏勉強且不屈ナリ故ニ後チニ必ス有要榮譽ノ進程アラ  
シヲ望ム氏ノ尊嚴礼讓ノ所行ト又愛スベキ性質モテ余ヲシテ氏  
ヲ愛セシムルガ故ニ余モ特ニ心ヲ注クナリ此ヲ以テ其ノ益々常  
ニ受クル処ノ趣旨問件ヲ解クニ進ムヲ余カ報ズルヲ喜フナリ氏  
ノ要スル処説談ト法律学外ノ諸門ノ知識ナリ是レ以テ氏ヲシテ  
全ク信任スヘキ実適ノ代言士トナスヲ得ベシ人双刀ヲ帶フト雖  
之レヲ用フルノ方ヲ知ラサレハ尚短棒ヲ善ク使フ農夫ニ劣ルベ  
シ故ニ余ハ力メテ氏ヲシテ觀察ノ便ヲ得サシメ且其ノ知ル処ヲ  
活用セシムルニ專ナル所謂ナリ惣シテ氏ノ為メニ余ノ誇ルアラ  
シト亦疑ヒナシ

千八百七十九年五月十七日

ホストン府代言人 ポール ウェスト

目賀田種太郎殿

第廿五号

千八百七十八年十月ヨリ以後小村寿太郎氏余ガ用局ニ在リテ最  
モ勉強ニ規則正シク又不屈ニ其ノ法学ヲ学ハル、ヲ証スルヲ喜  
ブ種々ノ法上ノ問科ヲ討索スルニ時々余カ輩ヲ補ケラル、ノ外  
順次正シク海上法、為替并ニ約束切手ノ法又不動産ノ法ヲ学ハ  
レシナリ氏ノ如ク信実勉強ナル書生ハ余ノ嘗テ見サル所ナリ

千八百七十九年六月四日

ニューヨーク法律用局 アジソン ブラウン

第廿六号

去ル学年中其ノ教師ノ説ニ依ルニ三浦和夫氏ノ学問ニ於テ遂ケ  
ラレシ進ミヲ報スルハ余ノ喜ブ処ナリ其ノ所行ヤ例範タルベク  
其ノ慣習ヤ勉強其ノ風致ヤ学士ノ氣アリ如何ニシテモ高誉ヲ与  
フルニ足ルト言フベシ

千八百七十九年六月十三日

敬具

エール法学校頭 フランシス ウエーランド

ボストン 目賀田殿

原口要ハ其後ニニューヨークニ於ケルデラウエール橋梁会社ノ用  
局ニ工事ニ從ヒシガ其後又同会社ノタメニ専ラ橋ノ事ヲ学ビ此  
節原口氏ノ自ラ工夫セシ二ツノ鉄橋ノペンシルベニア州ピッツ  
ボルクニ於ケルピッツボルク鉄製所ニテ製作ニ付其ノ監督ヲナ  
シ居ラル然シテ其ノ全成ノ吟味ヲモ自ラ為スナリ斯ク責任アル  
工事ニ速ニ就キンハ最モ喜ブベキコナリ必スヤ実適ノ修業ニ益  
アルベント思ハル

松井直吉ハ去ル一月後ニニューヨークヘ転寓ノ後コロンビア諸鉦  
学校ニテ日本有田陶器製造有用粘土<sup>(マア)</sup>礫石等化学及ヒ礦石学上ノ  
經驗致居リ候テ此節殆ント之レヲ畢レリ尤右等ノ学業ハ理博士  
(ドクトルヲブ)ノ称号ヲ得ンガ為メナリ既ニ此ノ称号ヲ今年得ヘ  
キナレ氏其ノ学校ニ就ケル満期ナラサルヲ以テ来年ヲ以テ之レ  
ヲ与フルノ趣キナリ来学年同地ニテ重ニ製造化学ヲ研究スベシ  
長谷川芳之助ハコロンビア諸鉦学校ニ過ル学年卒業後ノ温習科  
ヲ殘シ為ニ来学年ヲ以テ鉦物<sup>メタルジ</sup>学科ニ於テ理博士(トクトルヲブ)ノ  
称号ヲ得ンヲ欲ス然シテ該科ニテ斯ク称号ヲ得ル易キニアラス

該科ニ付其ノ学ビ究ムル処ヲ毎ネニ同校該科ノ博士イグルスト  
 ンニ報ズル由ナリ是レ其ノ定課ナリ右ニ付其科研究ノ為メネハ  
 タ州ボルジニア辺エ転学ヲ請ヒシニ依リ之レヲ允セリ日ナラス  
 シテ右ニ赴クベシ

平井晴二郎ハ尚合衆国測量司ニ從ヒ「ミツシツピ河測水ヲ成シ  
 居レリ今將ニテネシイ州フルトンニ在リ右ヲ終ハル上ハ実地研  
 業ノタメ鐵道行運ノ事ニ從ハントス

南部球吾ハ過ル学歳中ニユウヨルク、コロンビア諸鉱学校ニ研  
 業シ其後ヘンシルベニア州ブラドツクニアルエドカルトムソン  
 鋼製造所ニ研学セリ尔後諸処ニアル鉱物類ヲ研究ノ為メ経歴ス  
 ヘキ積ナリ

菊地武夫ハボストンニアリテ裁判所ニ出入シテ訴訟ノ事ヲ視外  
 ニ或ハ代言人ノ局ニ就キ或ハ歴史等ヲ学ンデ律法ノ学問ヲ研究  
 セリ

(欄外注記1)

〔山口武良〕

〔富供〕

(欄外注記2)

〔朱書〕

〔別紙返却〕

〔花押〕

(欄外注記3)

〔朱書〕

〔富供〕

〔文部省上申同諸課往復〕明治十二年甲、A27